

安心を共に育む フェニックス共済



兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)は、阪神・淡路大震災で学んだ教訓「助け合い」(共助)の大切さを生かし、兵庫県が**条例**に基づき実施する信頼の制度です。

平常時から資金を寄せ合い、自然災害の発生時に、被災した住宅の円滑な再建のために住宅所有者が相互に支え合う「住宅再建共済制度」と、早期の生活再建を目指して県民が互いに助け合う「家財再建共済制度」とにより、自然災害への「備え」を充実させています。

小さな掛金(共済負担金)で、住まいと地域の**確かな安心**を手に入れませんか。

住宅再建共済制度 ー平成17年から既に16万戸が加入ー

年額5,000円の共済負担金で半壊以上の住宅の再建に対し、最大600万円を給付。

●加入対象者

兵庫県内に住宅(戸建て、分譲マンション、賃貸住宅、社宅等)をお持ちの皆様です。1つの住宅に1つの加入となります。

なお、2世帯住宅で区分所有建物の場合、それぞれ1戸ずつご加入いただけます。

●共済負担金

加入初年度の共済負担金は、500円×次の3月までの月数(上限5,000円)。継続年度は、年額5,000円。複数年一括支払(初年度+3・5・10年)による割引や、家財再建共済との同時加入による割引があります。

●対象となる住宅

1つの世帯が独立して生活を営む構造を有している住宅です。おおむね専用の玄関、台所、トイレ及び1つ以上の居室のすべてを有している住宅です。

●共済給付金の申請期間

自然災害が発生した日から原則5年以内です。この間であれば、住まいの再建の各段階に応じた柔軟な給付が受けられます。

●共済給付金

補修・建築・購入前でも補修給付金相当額を一括給付

給付金の種類	給付対象	給付金額
再建等給付金	全壊・大規模半壊・半壊で建築・購入	600万円
	全壊で補修	200万円
補修給付金	大規模半壊で補修	100万円
	半壊で補修	50万円
居住確保給付金	全壊・大規模半壊・半壊で建築・購入・補修をせず、賃貸住宅に入居した場合など	10万円

※県外での建築・購入の場合は300万円になります。
 ※賃貸住宅等については、その所有者が加入できますが、次の制約があります。
 ①県外で建築・購入する場合は給付金の支給対象となりません。
 ②居住確保給付金の給付対象となりません。
 ※共済給付金申請時に履行確約書を提出していただくことで、補修・建築・購入前でも補修給付金相当額を一括給付します。
 ※住宅再建共済制度のみの加入では、一部損壊や床上浸水は給付の対象となりません。

住宅の被害認定

- 全壊
- 大規模半壊
- 半壊
- 一部損壊 (損害割合10%以上20%未満)

これまでの住宅再建共済制度の給付対象

上乗せ加入でさらに安心!

プラス 年額500円で補修時等に25万円給付

一部損壊特約 ー平成26年8月1日から施行ー

年額500円の共済負担金で**一部損壊(損害割合10%以上20%未満)**の住宅の補修に対し、25万円を給付。

より多くの被災者の生活基盤の早期回復と被災地域の早期再生を図るため、住宅が半壊に至らない被害を受けた場合についても、共済給付金を給付できるよう制度を拡充いたしました。

従来の住宅再建共済制度では給付対象外となっていた一部損壊(損害割合10%以上20%未満)に対し、年額500円の共済負担金で、補修時等に25万円を給付する制度が平成26年8月1日からスタートしました。

●加入対象者

上記の住宅再建共済制度加入者のうち希望される方
 ※住宅再建共済制度へのご加入が必須となります。一部損壊特約のみにご加入いただくことは出来ません。

●共済負担金

加入初年度の共済負担金は、500円×次の3月までの月数(上限500円)。継続年度は年額500円。複数年一括支払(初年度+3・5・10年加入)による割引があります。

●共済給付金

給付金の種類	給付対象	給付金額
補修等給付金	一部損壊(損害割合10%以上20%未満)で建築・購入・補修	25万円
居住確保給付金	一部損壊(損害割合10%以上20%未満)で建築・購入・補修をせず、賃貸住宅に入居した場合など	10万円

※「対象となる住宅」「加入戸数」「共済期間の終期」「給付金の申請期間」は住宅再建共済制度と同じとなります。

兵庫県が条例に基づいて実施する「安全」・「安心」の制度です!

フェニックス共済の特色

- 地震、津波、風水害、豪雪、竜巻などあらゆる自然災害が対象です。
- 地震保険や他の共済に加入していても加入でき、給付が受けられます。
- 住宅の築年数や規模等と関係なく、定額負担で定額給付です。



家財再建共済制度 ー平成22年から既に4万戸が加入ー

年額1,500円の共済負担金で半壊以上又は**床上浸水**に対し、最大50万円を給付。

●加入対象者

兵庫県内にお住まいの皆様です。住宅にお住まいの家族の一人に代表してご加入いただけます。1つの住宅に1つの加入となります。賃貸住宅等では、借家人の方にご加入いただけます。

●共済負担金

加入初年度の共済負担金は、150円×次の3月までの月数(上限1,500円)。継続年度は年額1,500円。複数年一括支払(初年度+3・5・10年加入)による割引や、住宅再建共済との同時加入による割引があります。

●対象となる家財

対象となる家財は、住宅再建共済制度の対象となる住宅の中にある家財(生活に必要な動産)全てです。それぞれ所有者が違うものもあると思いますが、お住まいのご家族のうち、一人に代表して加入していただきます。50万円あれば、当面必要とされる、冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機、テレビ、エアコン、畳等の生活の基本家財を購入することができます。

●共済給付金の申請期間

自然災害が発生した日から原則5年以内です。

●共済給付金

家財を補修・購入する前でも一括給付

給付金の種類	給付対象	給付金額
家財再建給付金	住宅が全壊で家財を補修・購入	50万円
	住宅が大規模半壊で家財を補修・購入	35万円
	住宅が半壊で家財を補修・購入	25万円
	住宅が床上浸水で家財を補修・購入	15万円

※落雷等で家財のみが被害を受けた場合は、給付対象になりません。
 ※共済給付金申請時に履行確約書を提出していただくことで、補修・購入前でも全額給付します。

複数年一括支払でお得に加入できます!

住宅再建共済制度	選択年数	金額
加入初年度 500円×3月までの月数(上限5,000円)	3年	14,000円(1,000円引き)
	5年	23,000円(2,000円引き)
	10年	45,000円(5,000円引き)
家財再建共済制度	選択年数	金額
加入初年度 150円×3月までの月数(上限1,500円)	3年	4,200円(300円引き)
	5年	6,900円(600円引き)
	10年	13,500円(1,500円引き)

住宅・家財再建共済制度	選択年数	金額
加入初年度 600円×3月までの月数(上限6,000円)	3年	16,800円(1,200円引き)
	5年	27,600円(2,400円引き)
	10年	54,000円(6,000円引き)
住宅再建共済制度 +一部損壊特約	選択年数	金額
加入初年度 550円×3月までの月数(上限5,500円)	3年	15,400円(1,100円引き)
	5年	25,300円(2,200円引き)
	10年	49,500円(5,500円引き)
住宅・家財再建共済制度 +一部損壊特約	選択年数	金額
加入初年度 650円×3月までの月数(上限6,500円)	3年	18,200円(1,300円引き)
	5年	29,900円(2,600円引き)
	10年	58,500円(6,500円引き)

よくあるご質問

- Q1 地震で発生した火災は対象になるの?
 A1 地震、落雷など自然災害を原因として発生した火災(延焼を含みます)も、給付対象となります。
- Q2 加入日はいつから?
 A2 郵送の場合は、加入申込書が共済基金に到達した日が加入日です。
 ※加入証書は、翌々月の中旬頃(負担金お支払後)にお届けします。2年目以降は、4月1日が加入日となります。共済給付は、加入日以降の自然災害を対象とします。
- Q3 支払方法は変えられるの?
 A3 次年度以降のお支払については、クレジットカード支払や複数年一括支払への変

更も可能です。
 ※いずれも継続のご案内時に選択できます。

- Q4 相続や転居等があった場合は?
 A4 相続人や転居先等について、当基金へご連絡をいただければ、届出書類をお送りします。
- Q5 共済負担金の支払時期は?
 A5 【毎年度支払の場合】
 加入初年度: 翌月27日に口座振替し、又は翌月以降にクレジットカード会社から請求します。翌年度1年分: 毎年3月27日に口座振替し、又は4月以降にクレジットカード会社から請求します。
 ※ただし、3月に申し込んだ場合、3月分+翌年度1年度分の口座振替日は4月27日

- 【複数年一括支払の場合】
 加入初年度分と複数年一括支払分を口座振替(翌月27日)し、又はクレジットカード会社から請求(翌月以降)します。
 ※住宅再建共済制度又は家財再建共済制度に既に加入しており、そのいずれかに追加で加入した場合、口座振替は加入日の翌月27日にご指定の口座から口座振替します。また、クレジットカードは加入日の翌月以降の請求となります。
- Q6 共済制度に加入しているが、加入者番号が分からない。
 A6 加入証書などで加入者番号をご確認ください。紛失している場合は、ご加入の方から当基金へお電話をいただければ、お調べいたします。